

ふじさわ元気回復プレミアム商品券発行管理運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う緊急事態宣言による景気低迷を解消し、地域における消費を喚起するために行うプレミアム付商品券発行业を、「新しい生活様式」を踏まえた中で実施するにあたり、発行管理運営業務を行う最適な事業者等を公募型プロポーザル方式により特定するため必要な事項を定めるものです。

2 特定方法

本業務に対する適切な事業者の特定は、公募型プロポーザル方式により行います。この方式は、本業務の受託を希望する事業者を公募し、その参加者から提出される書類及びプレゼンテーション等により、当該参加者の適性及び能力について審査し、適切な事業者等を特定するものです。

3 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 ふじさわ元気回復プレミアム商品券発行管理運営業務委託
- (2) 委託業務内容 別紙2「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日 から 2021年(令和3年)3月31日まで
なお、使用済商品券の精算に係る業務等についても2021年(令和3年)3月31日までとしますが、今後の状況の変化等により延長する場合があります。

(4) 提案上限額

290,578,000円(プレミアム部分750,000,000円を含まない)

(消費税及び地方消費税に相当する金額を含む概算額)

なお、本業務について上記の金額内で提案を募集するものであり、契約締結に関する予定金額ではありません。また、上記金額を超える提案は受付できません。

プレミアム部分750,000,000円については、本事業全体には含まれますが、金額の変更はできないため、提案上限額からは除きます。

4 発注者及び提案募集事務局

- (1) 発注者 ふじさわ元気回復プレミアム商品券実行委員会(以下、実行委員会という) 委員長 齋藤 光久

(2) 提案募集事務局

ふじさわ元気回復プレミアム商品券実行委員会事務局

一般社団法人 藤沢市商店会連合会

(3) 問い合わせ先

一般社団法人 藤沢市商店会連合会

事務担当 金井・原田

〒251-0052 藤沢市藤沢 607-1 藤沢商工会館 2階

電話 0 4 6 6 - 2 3 - 3 5 3 6

メールアドレス：shouren-kyokuchu@cityfujisawa.ne.jp (すべて半角)

5 提案者に要求される資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当する者でないこと。
- (2) 「かながわ電子入札共同システム」資格者名簿に登載の業者については、公表日以後に、藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。また、「かながわ電子入札共同システム」資格者名簿に登載のない業者についても、公表日以後に、指名停止を受けうる同等の行為を行っていないこと。
- (3) 納付すべき国税(法人税・消費税及び地方消費税)及び地方税(事業税・法人住民税)に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規程に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全であるものでないこと。ただし、会社更生法にあっては、更生手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (6) 複数の事業者でグループを構成することも可とする。その場合、すべての事業者が前5項目の要件を満たしていること。
- (7) 過去に地方自治体等が実施した同種の商品券発行管理運営業務の受託完了実績を有すること。
※地方自治体からの委託等により実行委員会等が実施主体となって実施したものも実績に含みます。

6 スケジュール

受託事業者選定までの事務手順は、次のとおりとします。なお、プレゼンテーション・ヒアリング実施日等の日程が都合により変更になる場合は、提案募集事

務局から提案事業者に連絡をします。

ア	公募期間	2020年（令和2年）7月17日（金）から 同年 7月31日（金）まで
イ	実施要領等への質問期間	2020年（令和2年）7月18日（土）から 同年 7月22日（水）午後5時まで
ウ	「イ」で提出された質問に対する回答	2020年（令和2年）7月28日（火）までに 藤沢市商店会連合会ホームページ上で随時回答
エ	参加表明書等の締め切り	2020年（令和2年）7月22日（水）午後5時
オ	企画提案書等の提出	2020年（令和2年）7月28日（火）から 同年 7月31日（金）午後5時まで
カ	選定プレゼンテーション・ヒアリング	2020年（令和2年）8月 4日（火）（予定） の当実行委員会が申込者に指定する時刻から概ね 30分程度
キ	選定結果の通知（発送）	2020年（令和2年）8月 7日（金）（予定）

7 実施要領等の配布

(1) 配布資料

- ア ふじさわ元気回復プレミアム商品券発行管理運営業務委託公募型
プロポーザル実施要領（本書）
- イ 参加表明書（様式第1号）
- ウ 会社概要書（様式第2号）
- エ 質問書（様式第3号）
- オ 企画提案書（様式第4号）
- カ 見積書（様式第5号）
- キ 業務実績書（様式第6号）
- ク 企画提案書作成要領（別紙1）
- ケ ふじさわ元気回復プレミアム商品券発行管理運営業務委託仕様書
（別紙2）

(2) 配布方法

公募期間中の土・日・祝日を除く日のうち、午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）で行います。なお、「藤沢市商店会連合会、藤沢商工会議所ホームページ」に掲載しますので、ダウンロード可能です。

(3) 配布場所

藤沢市商店会連合会事務局，藤沢商工会議所

藤沢市商店会連合会ホームページアドレス：

<https://fujisawa-shouren.or.jp/>

藤沢商工会議所ホームページアドレス：<https://www.fujisawa-cci.or.jp/>

8 参加表明

本業務の受託を希望される方は、「5 提案者に要求される資格要件」を確認の上、次のとおり必要書類を提出してください。なお、提出期限までに必要書類を提出しない者は、本プロポーザルに参加することができません。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）：1部

イ 会社概要書（様式第2号）：1部

ウ 会社の事業概要がわかる会社案内等の資料：1部

エ 納税証明書（提出日から起算して、前3か月以内に発行されたもの）：
各1部

オ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（提出日から起算して、前3か
月内に発行されたもの）：1部

カ 決算書（直近のもの）の写し：1部

※エ及びオは、「かながわ電子入札共同システム」による平成31・32年度（令和元年・令和2年度）における競争入札参加資格者認定を受けている場合は提出不要

※複数の事業者でグループを構成する場合は、代表事業者を決定し、手続きは当該代表事業者が行うこととします。

(2) 提出書類の提出場所及び方法

ア 受付期間

募集開始から2020年（令和2年）7月22日（水）までのうち、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで。（持参の場合、正午から午後1時までを除く。）

イ 提出方法及び提出先

藤沢市商店会連合会事務局（本要領4（3）を参照）へ、事前に連絡の上、持参または郵送（「特定記録郵便」，「簡易書留」，「書留」のいずれかによる方法）してください。7月22日（水）必着。

※差し替え及び再提出は認めません。（実行委員会の指示により補足資料等の提出を求められた場合はこの限りではありません。）

9 質疑

本事業に関わる質問がある場合には、質問書（様式第3号）を提出してください

い。

(1) 受付期間

2020年(令和2年)7月18日(土)から同年7月22日(水)午後5時まで。

(2) 提出方法及び提出先

藤沢市商店会連合会事務局(本要領4(3)参照)へ、電子メールにより提出してください。メールのタイトルを「商品券事業プロポーザル質問書」としてください。藤沢市商店会連合会事務局は、受領の返信をしますので、必ず確認してください。

(3) 質問への回答

2020年(令和2年)7月28日(火)までに藤沢市商店会連合会ホームページアドレス：<https://fujisawa-shouren.or.jp/> で随時回答します。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式第4号)：原本1部，写し10部

企画提案書作成要領(別紙1)に基づき作成したもの。

イ 業務責任者及び業務担当者届出書(様式は任意)：原本1部

ウ 見積書(様式第5号)：原本1部

なお、提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。

エ 業務実績書(様式第6号)

(2) 提出書類の提出場所及び方法

ア 受付期間

2020年(令和2年)7月28日(火)から同年7月31日(金)までの午前9時から午後5時まで。(持参の場合、正午から午後1時までを除く。)

イ 提出方法及び提出先

藤沢市商店会連合会事務局(本要領4(3)参照)へ持参または郵送(「特定記録郵便」，「簡易書留」，「書留」のいずれかによる方法)してください。7月31日(金)必着。

11 プレゼンテーション・ヒアリング

(1) 実施日時

2020年(令和2年)8月4日(火)時刻未定

(実行委員会が提案者ごとに指定した時刻から概ね30分間とします。)

※ 実施時間については、参加表明を締め切った後、申込者に連絡します。

順番については、企画提案書を受付した順とします。

(2) 実施場所

藤沢商工会館 5階 501会議室
〒251-0052 藤沢市藤沢 607-1

(3) 時間配分

各事業者概ね30分程度(プレゼンテーション20分, 質疑応答10分とし, 準備時間は含みません)とします。

※プレゼンテーション・ヒアリング当日は, 本業務の担当者によるプレゼンテーションを実施してください。また, 入室者は, 最大4人までとします。

※プロジェクター(パソコン出力は, HDMI端子のみ可), スクリーン, 電源は, 実行委員会が用意し, その他に必要なものがある場合には, 提案者が用意するものとします。

1.2 選定方法

(1) 事業者の選定・審査方法

企画提案書や見積書の記載内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等により, 最も優れたものを選定し, 優先交渉事業者として決定します。

選定方法は, 公募型プロポーザル方式とし, ふじさわ元気回復プレミアム商品券発行管理運営業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という)を設置し, (2)の審査項目に基づき, 提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査し点数化します。

各選定委員の評価点の合計が最も高い者を優先交渉事業者とし, 評価点が2番目に高い事業者を第2位優先交渉事業者とします。この場合において, 評価点の同じ者が2者以上あるときは, (2)の評価項目4独自提案の評価点が高い事業者を優先交渉事業者とし, 更にその評価点の同じ者が2者以上あるときは, 選定委員会委員長が決定するものとします。

なお, 申込者が1者だった場合は, 選定委員の過半数が5段階で1点と評価した項目が1項目以上あるときを除き, 当該申込者を優先交渉事業者とします。

※評価点は, 事業者ごとに合計値のみを公開します。

(2) 審査基準及び審査項目

ア 審査基準

企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションについて, 各評価項目に基づき審査し, 上記(1)に基づき総合的に判断して優先交渉事業者を選定します。

イ 選定にかかる評価項目及び評価のポイントは, 次のとおりとします。

	評価項目	評価のポイント	得点
1	業務体制	本業務を遂行するための十分な実施体制となっているか。	15
2	業務実績	本業務を遂行するための豊富な実績を有しているか。	5
3	計画の実現性	事業内容が実施可能なものとなっているか。	20
4	独自提案	事業者が有するノウハウや知識・経験が提案に反映されているか。また、特筆すべき事項の提案がなされているか。	25
5	新しい生活様式の視点	「3密」の回避, 身体的距離の確保など「新しい生活様式」に即した提案内容となっているか。	10
6	安全性	不正防止対策等が十分であるか。	15
7	価格点	最も低い金額を提案する事業者を満点とし, その金額との比率を用いて算出する。 ※少数点以下切り捨て	10
合 計			100

(3) 事業者選定結果通知

最終選定結果については, 参加表明書記載の所在地に2020年(令和2年)8月7日(金)に文書で発送します。

1.3 契約の締結について

優先交渉事業者に決定した者は, ふじさわ元気回復プレミアム商品券発行管理運營業務委託に関わる契約書を実行委員会と締結するものとします。

なお, 複数の事業者がグループで申込みをした場合は, 代表事業者と契約します。

(1) 契約期間

契約締結日から2021年(令和3年)3月31日まで

なお、使用済商品券の精算に係る業務等についても2021年3月31日までとしますが、今後の状況の変化等により延長する場合があります。

(2) 仕様の決定

仕様は、選定結果通知後、実行委員会と優先交渉事業者と協議の上、仕様内容を再確認し、必要に応じて調整した上で決定することとします。

なお、仕様内容の調整が不調となった場合には、第2位優先交渉事業者と調整を行うこととします。

1.4 提案の無効に関する事項

次の各号に該当するときは、その者の提案は無効とします。

(1) 提出物に虚偽の記載があるとき

(2) 優先交渉事業者の選定時点において、本実施要領の「5 提案者に要求される資格要件」に掲げる資格のない者が提案したとき

(3) その他、実行委員会が指示した事項及び本提案に関する条件に違反していることが判明したとき

1.5 その他

(1) この事業に応募するために掛かる費用は、すべて事業者の負担とします。

(2) 提出された企画提案書類等は、選定結果に関わらず返却しません。

(3) 提案募集に参加する者は、優先交渉事業者決定後において、この実施要領等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

(4) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属します。ただし、実行委員会が公表等に当たり、修正等が必要と判断した場合には、実行委員会は、無償で使用及び修正できるものとし、あわせて、提案書を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとします。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはありませんが、提案書は、「藤沢市情報公開条例」により情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当する部分を明らかにしてください。

(5) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはなりません。

(6) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

(7) 参加表明書を提出した後、参加を取り下げる場合は、辞退届を任意書式で提出するものとします。

以 上